

## 議案第49号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部子ども未来局幼保支援課・保育幼稚園課

# 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)による栄養士法(昭和22年法律第245号)の改正及び令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正され、令和7年4月1日より施行することとされた。

については、同基準の改正に基づき、大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

# 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 改正内容

### (1) 保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直し

	内容	従前の規定	改正内容
保育内容支援	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言	連携協力を行う保育所、認定こども園または幼稚園(連携施設)を適切に確保しなければならない	連携施設の確保が困難と認める場合であって、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保し、次の①、②の要件のいずれにも該当する場合は、連携施設を確保しないことができることとする  ① 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること ② 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること ※1

※1 保育内容支援連携協力者:小規模保育事業A型・小規模保育事業B型・事業所内保育事業を行う者であって保育内容支援に係る連携協力を行うもの

# 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

	内容	従前の規定	改正内容
代替保育	家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって保育を提供	<p>必要に応じて保育所、認定こども園または幼稚園(連携施設)が家庭的保育事業者等に代わって、代替保育を実施</p> <p>ただし、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、家庭的保育事業者等が代替保育提供者を適切に確保し、次の①、②の要件を全て満たす場合は、連携施設を確保しないことができる</p> <p>① 家庭的保育事業者等と代替保育提供者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている</p> <p>② 代替保育提供者の本来の業務の遂行に支障が生じないための措置が講じられている</p>	代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難である場合は、当該規定を適用しないことができることとする ※2

※2 代替保育連携協力者:小規模保育事業A型・小規模保育事業B型・事業所内保育事業を行う者であって代替保育に係る連携協力を行うもの

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 「栄養士」の配慮等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加する。

(3) 連携施設経過措置の延長

家庭的保育事業における連携施設に関する経過措置として、法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間においては連携施設を確保しないことができるとの定めを、15年に延長する。

### 3 対象施設

小規模保育事業所A型  
小規模保育事業所B型  
小規模保育事業所C型  
家庭的保育室

# 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## (改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項及び第2項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項及び第2項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第6項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

# 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について



## (改正部分の抜粋)

現行	改正後
(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う_____こと。	(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。	(2) (略)
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る_____。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

# 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## (改正部分の抜粋)

現行	改正後
(新設)	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。</p>
(新設)	<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>

# 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## (改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれにも該当すると認めるときは、前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかに該当すると認めるときは、第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p>
<p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p>	<p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>
<p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>	<p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p>

## 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### (改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p>	<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) ___家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 「小規模保育事業A型事業者等」</p> <p>(2) (略)</p>

## 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### (改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>7 (略)</p>

## 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### (改正部分の抜粋)

現行	改正後
(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)であること。	
(2) 利用定員が20人以上の施設であること。	
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第16条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第16条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

## 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### (改正部分の抜粋)

現行	改正後
(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	(1) (略)
(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。	(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は <u>管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。
(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。	(3)から(5)まで (略)
(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	
(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	

## 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### (改正部分の抜粋)

現行	改正後
附 則 (連携施設に関する経過措置)	附 則 (連携施設に関する経過措置)
4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けることができると本市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けることができると本市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

### 4 施行期日 令和7年4月1日